明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律（五八）　二
○特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（五九）　一〇
○消費者基本法の一部を改正する法律（六〇）　一四
○消費者教育の推進に関する法律（六一）　一七
○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（六二）　二六
○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（六三）　三六
○社会保障制度改革推進法（六四）　一〇四
○子ども・子育て支援法（六五）　一〇五
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（六六）　一三一
○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の整備等に関する法律（六七）　一三九
○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（六八）　一四八
○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（六九）　一五四

本号で公布された法令のあらまし

◇特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第五八号）（環境省）

1　法律の有効期限

この法律の有効期限を平成三五年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

2　基本方針

環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成三四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本方針を定めなければならないこととした。（第三条第一項関係）

3　実施計画の協議

都道府県等は特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画を定めようとするときは、平成二五年三月三一日までに環境大臣に協議しなければならないこととした。（第四条第五項関係）

4　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（法律第五九号）（消費者庁）

1　目的の変更

この法律の対象に訪問購入を追加することとした。（第一条関係）

2　訪問購入

㈠　「訪問購入」とは、物品の購入を業として営む者（以下「購入業者」という。）が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品（ただし、訪問購入に係る売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる物品等であって、政令で定めるものを除く。）の購入をいうこととした。（第五八条の四関係）

㈡　購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、購入業者の氏名等を明らかにしなければならないものとすることとした。（第五八条の五関係）

㈢　購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認すること等を禁止することとした。（第五八条の六関係）

㈣　購入業者は、営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けたとき又は契約を締結したとき等は、その申込みの内容を記載した書面又はその売買契約の内容を明らかにする書面を交付しなければならないものとすることとした。（第五八条の七及び第五八条の八関係）

㈤　購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時は、その売買契約の相手方に対し、㈣の書面を受領した日から起算して八日を経過した場合を除き、当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げなければならないものとすることとした。（第五八条の九関係）

㈥　購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、物品の種類及びその性能等につき、不実のことを告げる行為等をしてはならないものとすることとした。（第五八条の一〇関係）

㈦　購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、第三者に当該物品を引き渡したときは、㈣の書面を受領した日から起算して八日を経過した場合を除き、その旨及びその引渡しに関する事項を、遅滞なく、その売買契約の相手方に通知しなければならないこととした。（第五八条の一一関係）

㈧　購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、㈣の書面を受領した日から起算して八日を経過した場合以外の場合において第三者に当該物品を引き渡すときは、㈦の規定により当該物品の売買契約が解除された旨又は解除されることがある旨を、その第三者に通知しなければならないこととした。（第五八条の一一の二関係）